【診療報酬債権】

差押債権目録

金

ただし、債務者が所在、医院(開設者,) 名義で第三

債務者から支払を受ける,本命令送達日以降支払期の到来する,債務者の診療に係る診療報酬債権及び公費負担医療費にして,支払期の到来した順序で,支払期が同じ場合は金額の大きい順序で,頭書金額に満つるまで

【記載例】

差押債権目録

金 2,000,000円

ただし、債務者が東京都目黒区目黒本町50-1所在、執行医院(開設者 東京都千代田区霞が関70-2、執行太郎)名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期の到来する、債務者の診療に係る診療報酬債権及び公費負担医療費にして、支払期の到来した順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで

【介護報酬債権】

差押債権目録

金

ただし、債務者が所在,(介護保険事業所番号開設者,)

名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期が到来する平成12年厚生省令第20号第1条所定の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用にして、支払期の早い順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで

【記載例】

差押債権目録

金 2,000,000円

ただし、債務者が東京都目黒区目黒本町2丁目26番14号所在、目黒介護サービス(介護保険事業所番号0123456789 開設者 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号、目黒介護サービス株式会社)名義で第三債務者から支払を受ける、本命令送達日以降支払期が到来する平成12年厚生省令第20号第1条所定の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用にして、支払期の早い順序で、支払期が同じ場合は金額の大きい順序で、頭書金額に満つるまで